

地域協議会委員 公募の手引き

地域のことを 地域で考え 地域で実践する

地域協議会



地域協議会での審議



地域課題の解決に向けた現地視察



地域住民との意見交換



まちづくりをテーマに中学生とワークショップ



上越を彩る28色のまちづくり
地域自治区

地域協議会って何をするとところ？

市内28の地域自治区にそれぞれ設置している地域協議会では、さまざまな立場の住民の皆さん同士が、地域で課題となっていることについて、より良い解決策を導き出すための話し合いを行っています。

地域協議会の委員は、お住まいの区内に住所がある25歳以上(一部制限あり)の人がなることができます。

話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会は、どなたでも傍聴可能です。お気軽にご来場ください。会議の開催日程や場所は、市のホームページをご覧ください。また、地域協議会の活動状況は、市のホームページに掲載している各区の「地域協議会だより」や会議録をご覧ください。

～新しい地域協議会委員を募集します～

公募期間 **3月9日(月)～3月22日(日)**

受付場所 **お住まいの区の総合事務所 または まちづくりセンター**

※公募の手引きと応募書類は、受付場所で配布しているほか、市のホームページにも掲載しています。

令和2年2月
上越市

地域協議会について

Q. 1 地域協議会とは？

身近な地域の課題について、さまざまな立場の住民の皆さんが、より良い解決策を導き出すための話し合いを行う組織です。その話し合いの結果をもとに、地域で活動する団体等との連携・協力により、地域が主体となって解決に向けて取り組むほか、地域で対応できないことは市政での実現を求めめるため、意見書という形で伝えることもできます。

なお、地域協議会は、市内 28 の地域自治区にそれぞれ設置しています。

地域自治区 … 当市では、法律と条例に基づき設置し、より多くの市民の皆さんから「身近な地域」として関心を高めていただけるように設けた「区域」のこと。（「〇〇区地域協議会」の「〇〇区」が地域自治区の名称）

Q. 2 地域協議会は、どんなことをしているの？

① 地域協議会で決めたテーマについて話し合いをしています。（自主的審議事項）

地域住民との意見交換会などで寄せられた区内の課題の中から地域協議会が自らテーマを決めて、より良い解決策を話し合います。

② 市長から意見を求められたことについて話し合いをしています。（諮問事項）

区内の集会施設等の「公の施設」の設置や廃止などについて、市長から意見を求められたときは、「地域住民の生活にどのような影響があるか」という観点で話し合います。

③ 地域活動支援事業に提案された事業を審査しています。

地域活動支援事業とは、地域の課題解決や活力向上に向けた事業に必要な経費を実施団体に補助する市の制度で、地域自治区ごとに予算額が決まっています。各地域協議会は、「提案された事業が地域の課題解決に効果があるか」などの視点で審査します。

Q. 3 会議はどのくらい開催しているの？

開催時間は各地域協議会で決めています。平日の夕方に開催している地域協議会が多いですが、平日の午後に開催している地域協議会もあります。これまでは、おおむね月 1 回開催されています。

会議のほかに、地域住民との意見交換会や話し合いにいかすための委員研修などを行っている地域協議会もあります。

《地域協議会開催の様子》



地域協議会の詳しい説明は、『地域協議会委員の手引き』をあわせてご覧ください。『地域協議会委員の手引き』は、受付場所で配布しているほか、市のホームページからご覧いただけます。

Q. 4 地域協議会委員についてくわしく知りたい！

◇ どんな人がなれるの？ ☞ 詳しくは、4 ページ「(3) 応募資格」を参照

議員、常勤の公務員などを除き、その区で暮らしている 25 歳以上の人が応募することができます。委員経験者も応募することができます。

◇ 任期は？

4 年間です。今回は、令和 2 年 4 月 29 日から令和 6 年 4 月 28 日までの委員を募集します。

◇ 委員の人数は？

各区の人口に応じて決められています。

区名	人数
諏訪区、津有区、三郷区、高士区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、清里区、名立区	12 人
新道区、和田区、柿崎区、大潟区、頸城区、板倉区、三和区	14 人
金谷区	16 人
直江津区、有田区	18 人
高田区、春日区	20 人

◇ 職の位置付けは？

上越市の非常勤特別職となります。

地域協議会の会議中や、会議に向かう途上の事故等については、市の条例*に定める範囲で補償されます。 ※議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

◇ 報酬は？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬としています。なお、交通費相当額として、会議 1 回につき 1,200 円をお支払いします。

Q. 5 委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありませんが、次のような考えを持っている人からの応募をお待ちしています。

○ 地域のことを考え、地域のために頑張ることができる

地域全体の人が幸せになるためには、どういう結論を出したらよいか考え、地域で活動していくことができる人

○ 建設的なものの考え方ができる

相手の言っていることをよく聴き、建設的に話が進むように発言できる人

○ 住民目線でものを考えることができる

専門的知識を持たなくても、地域住民の目線でものを考えることができる人

地域協議会委員の公募

(1) 公募期間等

① 公募期間

令和2年3月9日(月)～3月22日(日)の間で公募を行います。
(土日祝日を含む14日間)

※ 受付時間は午前8時30分～午後5時です。

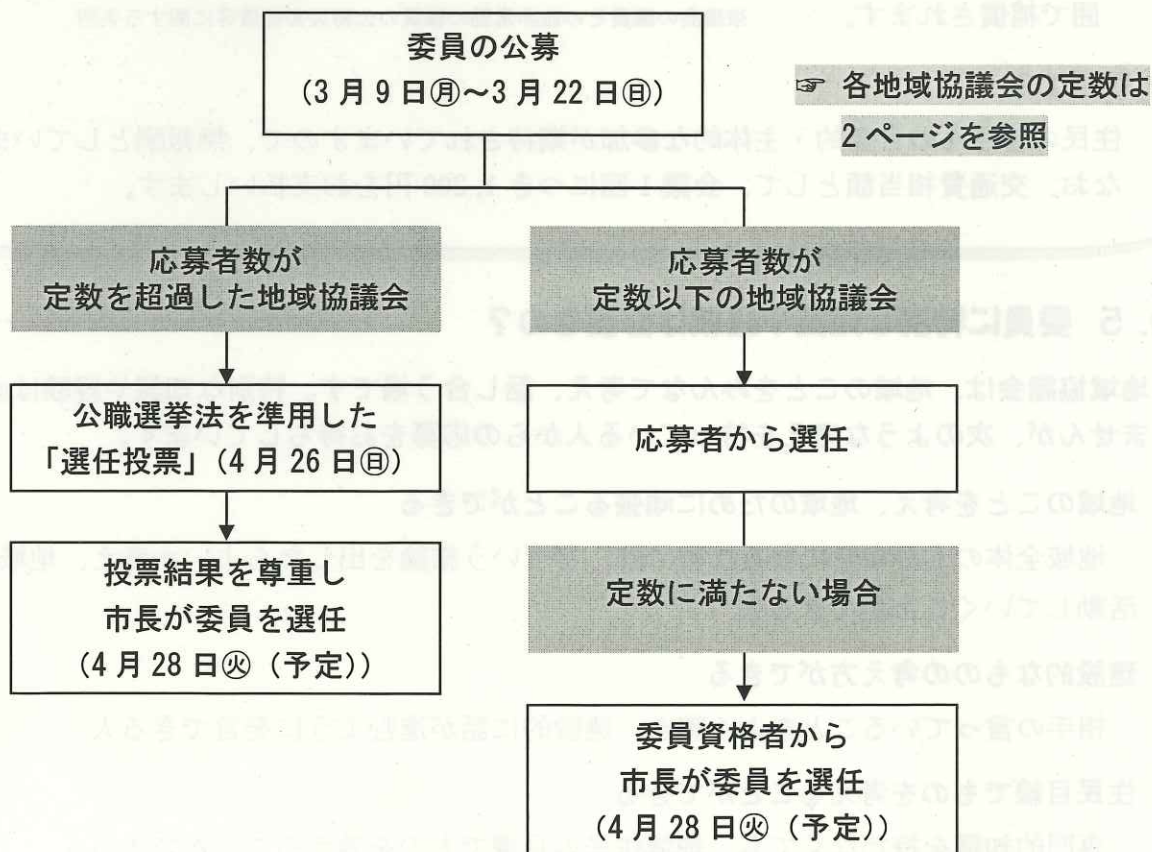
② 選任投票実施日(応募者数が定数を超えた場合のみ実施)

令和2年4月26日(日)を予定しています。

※ 上越市議会議員選挙と同日です。

※ 選任投票を行う地域協議会の委員候補者を対象に、選任投票に係る説明会を行います。(説明会は3月29日(日)午前を予定しています。対象者には別途連絡します。)

(2) 委員の選任の流れ



(3) 応募資格

◇ 次の①と②のいずれにも該当する人は、どなたでも**応募することができます**。

① 応募する地域協議会が置かれている地域自治区内に住所がある人

※ 住所は、住民票に記載される住所となります。

② 上越市議会議員選挙の候補者となる要件を満たす人

※ ただし、公務員のうち臨時又は非常勤の人は一部を除き、公務員の立候補制限を適用しないため、応募することができます。

◇ 次の①～④のいずれかに該当する人は、**応募することができません**。

① 公職選挙法第9条、第10条、第11条、第11条の2及び第252条の規定により被選挙権を有しない人等^(※1)

② 公職選挙法第89条に定める「公務員の立候補制限」を受ける主に常勤、一般職の公務員の人。また、上越市の非常勤職員で、上越市地域協議会委員の選任に関する条例施行規則に定める一部の職の人^(※2)

③ 令和2年3月9日(月)～選任日(4月28日(火))を予定)までの間に、衆議院議員、参議院議員や、地方公共団体の議会の議員、又は長の選挙の候補者となった人

④ 政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人

(※1) 被選挙権を有しない人等

- ・ 日本国籍を有しない人
- ・ 4月26日(日)(選任投票実施予定日)現在において満25歳未満の人、又は上越市内に引き続き3か月以上住所を有していない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人、又はその執行を受けることがなくなるまでの人(刑の執行猶予中の人を除く)
- ・ 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後10年間を経過しない人。又は刑の執行猶予中の人
- ・ 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の人
- ・ 公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている人

(※2) 地域協議会委員に応募できない市の非常勤職員

- ・ 上越市教育委員会の委員 ・ 上越市選挙管理委員会の委員 ・ 上越市監査委員
- ・ 非常勤の職員の任用等に関する規則別表第2に掲げる施設の長
(例) 教育センター所長、幼稚園長など
- ・ 上越市地域協議会委員の選任に関する条例第4条第1項に規定する選任投票が行われる地域自治区の区域内の同条例第8条に規定する投票資格者である指定病院等における不在者投票の外部立会人

(4) 応募方法

◇ 所定の応募書類に必要事項を記入し、公募の受付期間に指定の受付場所（裏表紙参照）へ**本人が直接提出**してください。

※ 受付の際に本人確認を行いますので、**本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参**してください。

- ・いずれか1点必要なもの
官公署発行の顔写真付きのもの（上記のほか、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）等）
- ・いずれか2点必要なもの
健康保険証、介護保険の被保険者証、各種年金証書、預金通帳、民間企業の社員証等

※ 必ずお住まいの区域の受付場所へ応募書類を提出してください。

◇ 公募の受付期間等は次のとおりです。

① 受付期間

令和2年3月9日（月）～3月22日（日）

② 受付時間（全ての受付場所共通）

午前8時30分～午後5時

※ 土曜日、日曜日及び祝日も同じ時間で受付を行います。

注意

3月18日（水）の中部まちづくりセンター（市民プラザ内）に限り、市民プラザの休館日と重なるため、例外的に午前8時10分から午後4時40分まで受付を行います。

③ 受付場所

裏表紙を参照してください。

◇ 応募の際には、次の①と②の書類の提出が必要となります。

- ① 地域協議会委員候補者届出書（第1号様式）
- ② 宣誓書（第2号様式）

◇ 選任投票が行われる際に、告示、公報、投票記載所の氏名等の掲示に、本名に代えて通称名の使用を希望する場合には、次の書類の提出が必要となります。

- 通称認定申請書（第3号様式）

▼ 応募書類は、受付場所（裏表紙参照）で配布しているほか、

上越市のホームページからダウンロードすることもできます。

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/jichi-chiiki/bosyuu.html>

(5) 応募状況の公表

◇ 応募状況については、**応募人数に限り**公表します。

- ① 市ホームページで、各日の午後 5 時現在の応募状況を午後 6 時頃にお知らせします。
- ② 受付時間内に、受付場所（各総合事務所、各まちづくりセンター）または自治・地域振興課までお問い合わせください。

(6) 応募の取下げ

- ◇ 応募の取下げについては、**公募期間の受付時間内に限って**受け付けます。**公募期間を過ぎてからは取下げできません**のでご注意ください。
- ◇ 取下げを行う場合、指定の受付場所へ**本人が直接**取下げの意思を記した文書（様式は任意）を提出してください。

(7) その他

- ◇ 公職選挙法を準用していることから、**委員に選任された方のみ**、告示、市のホームページ、報道機関への情報提供等により、**氏名と住所が公開**されます。
- ◇ ただし、選任投票が行われる場合は、上記に関わらず、選任投票公報等を通じて選任投票の候補者となった応募者の氏名等が公表されます。



▼ 地域協議会委員募集に関する情報はこちらでもご覧いただけます。

上越市 地域協議会委員 募集

検索

または



《 受付場所 》

※ 必ずお住まいの区域の受付場所へ応募書類を提出してください。

お住まいの区域	受付場所	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (福祉交流プラザ内)	上越市寺町 2-20-1 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高土区	中部まちづくりセンター (市民プラザ内)	上越市土橋 1914-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	上越市中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	上越市大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	上越市牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	上越市吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	上越市板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	上越市清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	上越市名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121

お問い合わせ



上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線 1584) FAX (025) 526-6114

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

応募書類一覧(応募様式と記載例)

- **応募の際に必要な書類** 【必須】
 - ① 地域協議会委員候補者届出書 (第1号様式)
…記載例1ページ
 - ② 宣誓書 (第2号様式)
…記載例2ページ

- **選任投票において、本名に代えて別の呼称を使用したい場合に必要な書類** 【希望者のみ】
 - ・ 通称認定申請書 (第3号様式)
…記載例3ページ
 - ・ 証明書類 (ペンネーム、芸名等を使用する場合のみ)

応募書類は、上越市のホームページからダウンロードして、
作成することも可能です。

※ 応募の取り下げを希望する場合

「取り下げの意思を示す書面」(様式は任意)を公募期間内に提出する必要があります。詳しくは、応募書類を提出した受付場所にお問い合わせください。

該当する地域自治区名を記載

※ 住所地（現住所）のある地域自治区の委員への応募に限ります。

記載例

第1号様式（第3条関係）

〇〇 区地域協議会委員候補者届出書

戸籍上の氏名（文字も）を記入してください

ふりがな	じょうえつ まちこ
委員候補者	上越 まち子
住所 〔電話番号〕	上越市木田1丁目1番3号 〔自宅 025 (526) 5111〕 〔携帯 090 (***) ****〕
生年月日	大正・昭和・平成 60 年 4 月 ** 日 (満 34 歳)
経歴	(最終学歴) 平成〇年3月 〇〇学校卒業 (職歴) 平成〇年〇月 株式会社〇〇退職(勤続〇年) 令和2年3月現在 〇〇株式会社に在職中(勤続〇年) (市民活動) 〇〇〇〇の会(在籍〇年)
応募動機	※必ずご記入ください。 以下の点などをまとめて簡潔にご記入ください。(内容は自由) ・ 自己PR(日ごろの活動、専門分野等) ・ 地域協議会委員として取り組みたいこと ・ 地域に対する思い ・ 解決していきたい地域課題 ・ 関心を持っている分野、課題 など
ウェブサイト等のアドレス	https://www.***-***.jp
添付書類	宣誓書

住民票に記載される現住所を記入してください
※電話番号は、連絡がとれるものを必ずご記入ください

届出日現在の年齢をご記入ください。

投票運動用のウェブサイト等のアドレスを届け出る場合は、ご記入ください。
※該当がない場合、記入は不要です

上記の記入事項は事実と相違ありません。

届出日を記入してください

令和 2 年 3 月 〇〇 日

上記枠内と同じ氏名を記入してください

氏名 上越 まち子

(宛先) 上越市長

押印してください
※シャチハタは不可



記載例

第2号様式（第3条関係）

宣 誓 書

私は、令和2年4月26日執行予定の〇〇区の地域協議会委員の選任投票において上越市地域協議会委員の選任に関する条例第2条に規定する委員資格者であることを宣誓します。

令和 2 年 3 月 〇〇 日

届出書(第1号様式)と同じ
日付を記入してください

(宛先) 上越市長

該当する地域自治区名を記載
※ 住所地(現住所)のある地域自治区の
委員への応募に限ります。

住民票に記載される
現住所を記入してく
ださい

住 所 上越市木田1丁目1番3号

氏 名 上越 まち子

戸籍上の氏名(文字も)を
記入してください



届出書と同じ印鑑で押印し
てください。
※シャチハタは不可

留意事項

- ・ 宣誓書に記入する氏名、住所、届出日と使用する印鑑は、
全て届出書(第1号様式)と同じものとしてください。

通称名の使用を希望する場合のみ提出

記載例

第3号様式（第4条関係）

通称認定申請書

ふりがな	じょうえつ まちこ	戸籍上の氏名（文字も）を記載してください ※届出書（第1号様式）と同じもの
委員候補者	上越 まち子	
ふりがな	じょうえつ まちこ	
呼称	じょうえつ まちこ	

令和2年4月26日執行予定の〇〇区の地域協議会委員の選任投票において、上記の呼称を通称として認定されるよう申請します。

令和 2 年 3 月 〇〇 日

本申請書の提出日を記入してください

住所 上越市木田1丁目1番3号

氏名 上越 まち子



(宛先) 上越市長

住民票に記載される現住所を記載してください
※届出書（第1号様式）と同じもの

届出書と同じ印鑑で押印してください。
※シャチハタは不可

留意事項

- ・ 本申請書は、選任投票となった場合に本名に代えて通称を使用することを**希望する場合のみ提出**が必要となります。
- ・ 本記載例のように本名の全部または一部を仮名表記とする通称名を使用する場合は、**本申請書の提出のみ**が必要となります。
- ・ 通称名として、ペンネームや職業上の芸名などを使用する場合は、**本申請書に加え、証明書類**（著書の写し、名刺等、本名に代わるものとして広く通用しているものであることを証明する書類）の提出が必要となります。ただし、屋号、愛称等は通称名として使用できません。

第1号様式（第3条関係）

_____区地域協議会委員候補者届出書

ふりがな	
委員候補者	
住 所 〔電話番号〕	〔自宅 () 〕 〔携帯 () 〕
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
経 歴	
応 募 動 機	
ウェブサイト等 のアドレス	
添 付 書 類	宣誓書

上記の記入事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 _____ ㊟

(宛先) 上越市長

第2号様式（第3条関係）

宣 誓 書

私は、令和2年4月26日執行予定の_____区の地域協議会委員の選任投票において上越市地域協議会委員の選任に関する条例第2条に規定する委員資格者であることを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（宛先）上越市長

第3号様式(第4条関係)

通称認定申請書

ふりがな	
委員候補者	
ふりがな	
呼称	

令和2年4月26日執行予定の_____区の地域協議会委員の選任投票において、上記の呼称を通称として認定されるよう申請します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

(宛先) 上越市長